

取組名	ポジティブ・アクション推進事業(建設工事)
都道府市区町村 担当部局 連絡先	宮城県 環境生活部男女共同参画推進課 TEL 022-211-2568 FAX 022-211-2392 メールアドレス danjyo@pref.miyagi.jp

導入時期

平成16年度

取組の目的・概要・特徴

入札参加登録事業者に対して、登録審査上のインセンティブを付与することにより、企業・職場における男女共同参画推進を企図するもの。

本県の入札参加登録をしている全事業者(建設工事、建設関連業務(建設工事に係る調査、測量または設計の業務)、物品調達)に調査票(ポジティブ・アクションシート)を配布し、記入を要請。自己点検をお願いする。

建設工事及び建設関連業務については、調査票の加点対象4項目(登用の拡大、両立支援対策、職場復帰支援制度、女性の活用方針)のうち2項目以上に該当すれば確認書を申請することができる。該当すると認められれば、入札参加登録の際に評点(10点)付与の前提となる確認書を交付。

特に優れた取り組みをしている事業所については、訪問調査の上、知事表彰を行う。知事表彰を受けた事業所についても、入札参加登録の際に評点(10点)を更に付与する(5年間有効)。

主観点の上限は、建設工事210点、建設関連業務350点。

実施に当たって留意・工夫した点

調査票の統計処理、訪問調査及び報告書(優良事例集)の作成に当たっては、男女共同参画社会の形成に向けた活動を行っているNPOに、業務を委託している。

取組の実績・効果

データ等詳細については、ホームページを参照のこと。

(<http://www.pref.miyagi.jp/danjyo/ikiiki/H19poji.htm>)

調査票に同封しているアンケートによると、自社内における取り組み状況を見直す契機となったという声もある反面、現状では大企業ばかりが評価される仕組みとなっており、中小企業は加算されにくい、といった意見もあった。

今後の課題

対象事業者が県入札参加登録事業者に限定されており、また、対象事業者のうち物品調達部門の事業者には、ランク・加点制度がない。

平成16年度の事業開始以降3年が経過し、毎年回収率が減少している。

「確認書」申請が可能な企業の相当数が申請していないと思われる。

取組名	男女共同参画職場づくり事業
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	秋田県 生活環境文化部男女共同参画課調整・企画班 TEL 018-860-1557 FAX 018-860-3895 メールアドレス persons@pref.akita.lg.jp

導入時期

平成18年度

取組の目的・概要・特徴

県の入札参加資格登録をする事業所を対象に男女共同参画や職場環境に関する調査を行い、一定の要件を満たす事業所については、入札参加資格審査において評点を付与すること等を通じて、職場における男女共同参画と働きやすい職場づくりを促進する。

女性の登用、両立支援対策、女性の活用方針、セクシュアル・ハラスメント対策を重点(加点)対象項目とし、4項目のうち2項目以上に該当すれば県は確認証を交付、このうち県内建設工事、物品供給等業者については、評点10点を加点する(建設業者については主観上限なし。物品供給等業者については130点)。

上記4項目についての確認関係書類の提出・訪問調査(優良事例)・電話等により各事業所における実施状況等について確認を行った。

雇用機会均等法の改正により「セクシュアル・ハラスメント対策」が措置義務となったことから、これを重点(加点)項目から除外し、19年度から新たに「育児休業取得状況」を重点(加点)対象項目とした。

実施に当たって留意・工夫した点

従業員数を申請にあたっての要件としないことで、より多くの事業所が本事業に参加できるようにした。

また、重点(加点)対象項目中「女性の能力の活用」については、係長相当職以上の者数の状況を判定基準としたが、各事業所における呼称にかかわらず、実質的に係長相当職以上である者を含むものとし、具体的には、公共工事等において現場代理人を務めた経験のある者も係長相当職と認めることとした。

建設業協会等の関係団体等に対して事業内容の説明を実施した。

取組の実績・効果

5,428事業所に調査票を送付、894事業所から回答を得た。このうち169事業所に確認書が交付され、130事業所(建設工事、物品供給等業者)が入札参加資格審査において、評点が付与(10点)された。

評点付与によるインセンティブや優れた取組をしている事業所の紹介等を通じて、働きやすい職場環境づくりへの取組への関心が高まり、次回の申請に向けて事業所からの照会がある。

今後の課題

対象業種が限られているため、それ以外に契約を締結している業種に対するポジティブ・アクションが可能かどうか検討する必要がある。

取組名	平成19、20年度建設工事入札参加資格審査に係る主観 点評価項目設定
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	山形県 文化環境部女性青少年政策室 TEL 023-630-2668 FAX 023-624-9908 メールアドレス josei@pref.yamagata.jp

導入時期

平成19、20年度建設工事入札参加資格審査申請より適用(平成19年1月)

取組の目的・概要・特徴

建設業における子育て支援を推進するため、平成19、20年度建設工事入札参加資格審査の主観点項目に、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出状況および就業規則における育児休業制度の規定状況に関する評価項目を新たに設定した。

【評価内容】

- ①<常用雇用労働者数が301人以上の事業者>
「一般事業主行動計画」の策定・届出を行っており、かつ、就業規則において育児休業制度を規定している +5点
- ②<常用雇用労働者数が300人以下の事業者>
「一般事業主行動計画」の策定・届出を行っている、もしくは、就業規則において育児休業制度を規定している +5点

実施に当たって留意・工夫した点

常用雇用労働者数が301人以上の事業者(一般事業主行動計画義務策定企業)と300人以下の事業者(努力策定企業)で、評価内容を変えて点数を設定している。

取組の実績・効果

平成19、20年度建設工事入札参加資格審査申請件数1,533件のうち、子育て支援の主観点加算件数は429件(全体の約3割)であった。今回初めて評価項目として設定しているため、次回(平成21、22年度申請)、その効果を検証したい。

今後の課題

平成19年度に、企業における女性の活躍推進と仕事と家庭の両立支援を一体的に推進するため、「男女いきいき・子育て応援宣言企業登録制度」を創設しており、次回(平成21、22年度建設工事入札参加資格審査)、主観点評価項目に登録企業であることを新たに追加することができないか検討することとしている。

取組名	県の発注する建設工事の入札参加資格への加点制度
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	福島県 総務部財務領域入札改革グループ TEL 024-521-7899 FAX 024-521-9727 メールアドレス zaimu_nyusatsu@pref.fukushima.jp http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/

導入時期

平成19年4月

取組の目的・概要・特徴

本県では、仕事と育児が両立できる職場環境づくりに取り組んでいる中小企業、及び少子高齢社会を見据えて、育児に加えて介護との両立や男女が共に働きやすい環境など仕事と生活の調和が取れた働き方ができる職場環境づくりに総合的に取り組んでいる企業をそれぞれ県が認証し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組みの促進を図り、もって次代の社会を担う子どもの健全な育成及び労働者の福祉の増進に資することを目的に、平成17年5月から福島県次世代育成支援企業認証制度を設置した。

この観点から、平成19、20年度分入札参加資格の申請から男女共同参画の視点を入札・契約制度に反映し、推進を図ることとし、福島県次世代育成支援企業認証制度の『子育て応援中小企業認証』及び『「仕事と生活の調和」推進企業認証』の認証を受けている企業に対し、主観点としてそれぞれ10点の加点を行うこととした(主観点上限は790点)。

実施に当たって留意・工夫した点

加点に当たっては、客観的に証明する必要があることから、県が認証している『子育て応援中小企業認証』及び『「仕事と生活の調和」推進企業認証』の認証を受けている企業とした。

取組の実績・効果

平成19、20年の入札参加資格申請に当たっては、県内の入札参加申請者1,805者のうち、『子育て応援中小企業認証』の認定を受けている企業は3者、『「仕事と生活の調和」推進企業認証』の認証を受けている企業は40者。

今後の課題

継続して啓発を行っていく予定。

取組名	総合評価方式(工事)における評価項目としての加点
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	福島県 総務部財務領域入札改革グループ TEL 024-521-7899 FAX 024-521-9727 メールアドレス zaimu_nyusatsu@pref.fukushima.jp HPアドレス http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/

導入時期

平成18年8月

取組の目的・概要・特徴

本県では、仕事と育児が両立できる職場環境づくりに取り組んでいる中小企業、及び少子高齢社会を見据えて、育児に加えて介護との両立や男女が共に働きやすい環境など仕事と生活の調和が取れた働き方ができる職場環境づくりに総合的に取り組んでいる企業をそれぞれ県が認証し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組みの促進を図り、もって次代の社会を担う子どもの健全な育成及び労働者の福祉の増進に資することを目的に、平成17年5月から福島県次世代育成支援企業認証制度を設置した。

この観点から、総合評価方式における一つの評価項目として反映し、推進を図ることとし、福島県次世代育成支援企業認証制度の『子育て応援中小企業認証』及び『「仕事と生活の調和」推進企業認証』の認証を受けている企業に対し、それぞれ28点中0.5点ずつの加点を行うこととした。

実施に当たって留意・工夫した点

加点に当たっては、客観的に証明する必要があることから、県が認証している『子育て応援中小企業認証』及び『「仕事と生活の調和」推進企業認証』の認証を受けている企業とした。

取組の実績・効果

総合評価試行件数
平成18年度・・・8件
平成19年度・・・80件程度を予定

今後の課題

継続して啓発を行っていく予定。

取組名	物品調達における優先指名(選定)
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	福島県 出納局総務管理グループ TEL 024-521-7562 FAX 024-521-7962 メールアドレス suitou_soumu@pref.fukushima.jp

導入時期

平成18年4月1日

取組の目的・概要・特徴

「福島県次世代育成支援企業認証制度要綱」(商工労働部)に基づき認証を受けた企業のうち、出納局所管の物品調達における競争入札参加有資格者名簿に登録のある企業について、指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う場合に、他の登録企業に優先して指名(選定)する優遇措置を実施。

実施に当たって留意・工夫した点

「公平な競争による物品調達」という原則とのバランスに留意。
指名競争入札の場合、通常の指名者数に優先指名枠として2者程度を追加。
随意契約の場合、2人以上の者から見積書を徴するときは、他の者に優先して選定する。
又、1人から見積書を徴するときは、他の者に優先して選定する機会を多くする。

取組の実績・効果

[平成18年度実績]
該当企業 8社
指名回数 706回 うち契約件数 165件
契約金額 124,607千円

今後の課題

現在、障がい者雇用推進企業及び授産施設についても同様の取り組みを実施しているが、今後、新たな施策等推進のため当該優遇措置の追加適用をしていった場合に一般企業との公平な競争を確保できるか憂慮される。

取組名	茨城県建設工事請負業者の資格審査での加点
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	茨城県 土木部監理課建設業担当グループ TEL 029-301-4334 FAX 029-301-4339 メールアドレス kanri3@pref.ibaraki.lg.jp

導入時期

適用:平成19年6月1日(決定:平成18年3月)

取組の目的・概要・特徴

建設業者の社会性の評価の一環として、また少子高齢化社会への対応と仕事と家庭の両立支援対策のため、育児休業・介護休業を制度化している場合に加点する。

- ・育児休業だけでなく、介護休業制度も併せて導入している企業に、主観点数5点を加点(主観点上限なし)。
- ・確認方法は、就業規則に規定されているかどうかで判断(労働基準監督署の受付印があるもの)。

実施に当たって留意・工夫した点

留意した点:育児・介護休業制度導入の認定基準と確認方法をどうするか茨城県独自に企業を評価することは不可能とされたため、先行して制度を導入していた県を参考にして、就業規則に規定されていることとした。
また、内容を担保するため、労働基準監督署の受付印を求めることとした。

取組の実績・効果

入札参加資格を申請した県内建設業者2,879者のうち、314者が該当していた。

今後の課題

平成19年度から資格審査に導入した項目のため、事業者側の対応状況を見ていく。

取組名	建設工事入札参加資格審査における一般事業主行動計画策定に対する加点
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	栃木県 県土整備部監理課 TEL 028-623-2390 FAX 028-623-2392 メールアドレス kanrika@pref.tochigi.lg.jp

導入時期

平成18年11月(平成19、20年度の建設工事入札参加資格審査から導入)

取組の目的・概要・特徴

少子化が急速に進行する中で、一般事業主行動計画策定に対する加点制度を導入することにより、子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活を支援するための雇用環境整備に取り組んでいる建設業者を評価し、子育て環境整備の促進を図る。

実施に当たって留意・工夫した点

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の届出義務があるのは、従業員300人を超える事業主であるが、努力義務である300人以下の事業主も加点の対象とすることにより、より多くの建設業者に、子育て環境整備の促進に意欲を持ってもらうこととした。

取組の実績・効果

平成19、20年度建設工事入札参加資格審査を申請した建設業者のうち、一般事業主行動計画策定の届出をした業者は次のとおりであった。

○県内申請業者数	1,880業者、	うち届出をした業者数	256業者(13.6%)
○県外	826業者、	〃	186業者(22.5%)
計	2,706業者、	〃	442業者(16.3%)

今後の課題

取組名	群馬県建設工事請負業者選定要領において、主観数値の項目として子育て支援推進を取り入れたこと
都道府市区町村担当部局連絡先	群馬県 県土整備局監理課建設業グループ TEL 027-226-3520 FAX 027-224-3339 メールアドレス kanrika@pref.gunma.jp

導入時期

平成19年10月1日施行(評点については、20年1月以降の申請により20年4月以降に加点)

取組の目的・概要・特徴

群馬県入札監視委員会において、「県が企業を評価する主観数値に時代に即した新たな項目を順次追加していくことを要望する」との意見提案を受けて、主観数値の内容を規定する建設工事請負業者選定要領に、子育て支援推進の状況を新たな項目として取り入れた。

なお、評価の方法は、審査年の1月1日時点において、県内の従業員300人以下の企業で次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し厚生労働大臣に届け出た場合、または同法第13条に基づく厚生労働大臣の認定を受けた場合、10点加点とする(主観点上限320点)。

実施に当たって留意・工夫した点

子育て支援推進を対象に加点する意向は固まっていたが、具体的に何をもって、該当とするかを制度から調べる必要があったこと。

取組の実績・効果

実績はこれからのため不明。

今後の課題

これから実施するため不明。

取組名	平成19、20年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付
都道府県市区町村担当部局連絡先	埼玉県 県土整備部建設業課 TEL 048-830-5183 FAX 048-830-4867 メールアドレス a5170-02@pref.saitama.lg.jp

導入時期

平成19年4月1日

取組の目的・概要・特徴

- ・ 県の施策である「子育てしやすい就業環境の整備」実現のため、優良企業の取組みを行政庁(県)が評価し、一層の取組みを促すものである。
- ・ 平成19、20年度の県建設工事請負等競争入札参加資格の格付審査において、資格審査数値の一部として県内企業に付与する加算点(上限280点)に「子育て支援推進等社会的貢献点」を新設した。
- ・ 子育て支援推進等社会的貢献点は、申請日現在、下記の条件を満たす者を対象にア、イの条件毎に各5点を配点している。

ア「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定、厚生労働大臣に届出し、又は同法第13条に基づく厚生労働大臣の認定を受けた者。
イ「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定し、労働基準監督署に届け出た者。

実施に当たって留意・工夫した点

格付審査における加算点については、入札参加資格に登録を希望する県内建設業者に対し、技術力の向上や社会貢献、県施策への協力誘導を目的にインセンティブとして付与している。

社会的貢献点については、県の重点施策を中心に加算点項目を設定し、積極的な協力を求めるものであるが、評価基準を明確にし、配点に比して申請者(事業者)側の負担が過度にならないよう配慮しつつ、条件等を整備する必要がある。

- ・ 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」については、厚生労働大臣への届出をもって加点対象としている。現在のところ大臣の認定は必要要件としていない。
- ・ 「育児・介護休業法」の規定を上回る育児制度について就業規則等により、労働基準監督署に届け出る必要があるが、評価項目を例示し、規則改正等の参考になるようにしている。

取組の実績・効果

平成19年度資格者名簿(建設工事)に登録した県内事業者3,069者中、上記ア又はイの条件を満たし、加点対象となった事業者数 117者(3.8%)

今後の課題

「次世代育成支援対策推進法」は、限時法(時限立法)として成立しているため、施策の変遷及び法律の改廃等に柔軟に対応し、要件(評価項目)の設定・見直しを行う必要がある。

取組名	建設工事の入札参加資格審査に係る総合数値の算出に 当たり、一般事業主行動計画の届出の有無を考慮
都道府市区町村 担当部局 連絡先	富山県 商工労働部労働雇用課 TEL 076-444-3257 FAX 076-444-4405

導入時期

平成19年4月1日以降の入札参加資格者の総合数値に反映。

取組の目的・概要・特徴

地域社会に貢献する企業を評価する観点から、次世代育成支援対策推進法第12条第3項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をした者（常時雇用者が300人以下のものに限る。）に対し、当該届出書の写しの提出を条件に5点を加点するもの（主観点上限240点（平成19年度現在））。

実施に当たって留意・工夫した点

特になし。

取組の実績・効果

県内建設業者のうち、同計画の届出をした者が増加した。

今後の課題

特になし。

取組名	清掃業務等の入札参加資格審査の優遇措置
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	富山県 商工労働部労働雇用課 TEL 076-444-3257 FAX 076-444-4405

導入時期

平成19年4月

取組の目的・概要・特徴

次世代育成支援対策推進法第12条第3項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をした中小事業主に対し、等級格付け評価において一定の優遇措置(加点。配点非公表)を行なうことにより、その取組みを支援する。
(対象とする事業所:常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者に限る。)
一般事業主行動計画策定・変更届の写の提出が必要。

実施に当たって留意・工夫した点

資格更新時まで十分時間をとってホームページで案内するとともに、告示に折込み、様式にも明記している。

取組の実績・効果

H19年4月～H20年2月の優遇措置の申請は「0」。

今後の課題

取組名	石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項における加算
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	石川県 土木部監理課 TEL 076-225-1712 FAX 076-225-1714

導入時期

平成18年6月

取組の目的・概要・特徴

石川県では、人口減少時代を迎え、少子化対策については、県政においても最重要課題の一つとして、全庁的に様々な取り組みを行っているところであり、昨年6月から建設業界における子育て支援の取り組みを促進するため、次世代育成雇用環境の整備を促進している企業に対して、公共工事の入札参加資格の格付の基礎となる点数に加算をすることとした。

具体的には、次世代育成支援対策推進法に基づき、国(石川労働局)に対して一般行動計画の届け出を行った企業に対して、新たに主観点数で10点の加算措置を講じることとした(主観点上限220点程度)。

実施に当たって留意・工夫した点

今回の措置は、一般行動計画の届出が義務づけられている301人以上の大企業だけを対象としているのではなく、300人以下の中小企業にあっても、任意で届け出を行った建設業者に対して、大企業と同様に加算することとした。

取組の実績・効果

H18年度 加算対象者数 13者
H19年度 加算対象者数 241者

今後の課題

取組名	次世代育成支援法に基づく一般事業主行動計画の届出の有無を入札参加資格の審査項目に加え、新たに評価点数を導入(物品の部・建築物管理業務の部)
都道府県市区町村担当部局連絡先	石川県 総務部管財課 TEL 076-225-1262 FAX 076-225-1264 メールアドレス e110900a@pref.ishikawa.jp

導入時期

平成18年6月

取組の目的・概要・特徴

少子化対策等を県民挙げて強力に推進するためには、民間企業における子育て支援等の取り組みを一層推進することが重要であることから、国に「一般事業主行動計画」の届出をしている企業を有資格者名簿に表示し、指名する際に考慮することとしていたが、加点制度に変更することとし、平成20年4月から、入札参加資格の資格審査項目に行動計画届出者を加え、社会的貢献に熱心な企業が適切に評価されるよう新たに評価点数を導入した。

<審査項目>

一般事業主行動計画届出者・障害者雇用率達成者・ISO認証取得者等

実施に当たって留意・工夫した点

評価手法が確率していない現状の中で、公正な競争の確保ができるかどうかの検討を行った(また、国の動向や他の都道府県の状況等も参考にした)。

【具体的内容】

競争入札参加資格者名簿に企業の取組の積極度を表示する時期について、行動計画の策定期期にするか、具体的な行動を行った結果として認定された時期にするかの検討を行った。その結果、行動計画策定期期とし、策定企業者を名簿に表示し、指名業者の選定の際に考慮することとした。

取組の実績・効果

特になし。

今後の課題

今後、加点制度に移行予定。

取組名	子育て等次世代育成を支援する取組み
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	福井県 土木部土木管理課 TEL 0776-20-0468 FAX 0776-22-8164 メールアドレス kanrika@pref.fukui.lg.jp

導入時期

平成16年度に制度を導入し、平成18年度を基準年度とする資格審査(平成19、20年度競争入札参加資格者名簿に係る資格審査)から適用

取組の目的・概要・特徴

〔目的〕

次世代育成のための雇用環境整備への取組みについて評価し、促進する。

〔評価基準〕

ア 次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その旨を福井労働局に届け出ているもの

イ 次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その旨を福井労働局に届け出ており、同法第13条の規定に基づく認定を受けているもの

ウ 父親子育て応援企業知事表彰を受けているもの

〔加点〕

アの場合 客観点数(経営事項審査総合評定値)×1/100

イの場合 客観点数(経営事項審査総合評定値)×2/100

ウの場合 客観点数(経営事項審査総合評定値)×2/100

実施に当たって留意・工夫した点

特になし

取組の実績・効果

平成19、20年度競争入札参加資格者名簿に係る資格審査においては、約1割の企業が取組みを行っており、加点されている。

取組名	競争入札参加資格の審査における優遇加点制度
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	福井県 総務部財産活用課 TEL 0776-20-0253 FAX 0776-20-0628 メールアドレス zaikatsu@pref.fukui.lg.jp

導入時期

平成17年4月

取組の目的・概要・特徴

平成17年4月の「次世代育成支援推進法」施行に伴い、県では「福井県元気な子ども・子育て応援計画」を策定し、さまざまな施策を展開している。企業における子育てのための雇用環境の整備をより一層促進するため、物品等における競争入札参加資格の審査において、行動計画の策定状況等を評価項目に加えることとした。

また、18年4月からは、「父親子育て応援企業知事表彰」(17年度より実施)を受けた企業に対する評価項目も追加した。

〈評価項目 次世代育成支援のための雇用環境の整備の状況〉

- ・ 事業主行動計画策定 1点加点
- ・ 事業主認定 2点加点
- ・ 父親子育て応援企業知事表彰受賞 1点加点

(事業主認定、知事表彰を併せて取得しても合計3点を限度とする。全体の上限は110点)

実施に当たって留意・工夫した点

特になし

取組の実績・効果

平成17、18年度の入札参加資格審査申請において、申請総数1,644件のうち36件(2.2%)に対して、加点を行った。

今後の課題

競争入札参加資格審査における評価は、契約の確実な履行を確保するために、適切な業者選定を行うことが目的である。今後は、次世代育成支援のための雇用環境の整備に積極的に取り組んでいる事業者の入札参加機会の増加と契約の確実な履行の確保が図れるよう効果的に運用していくとともに、この取組(優遇加点)を契機として、政策に積極的に取り組む事業者が増加することが望まれる。

取組名	建設工事等入札参加資格審査における新客観点数(主観点数)の加点
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	長野県 土木部土木政策課技術管理室入札制度班 TEL 026-235-7027 FAX 026-235-7482 メールアドレス gjukan@pref.nagano.jp

導入時期

平成19、20年度(有効期間:平成19年5月1日～平成21年4月30日)の入札参加資格の審査から適用。

取組の目的・概要・特徴

ア 目的

- ・ 地域に貢献し意欲ある優秀な企業を評価するため
- ・ 企業が厳しい競争にさらされる中で労働福祉に適正に対応している企業を評価するため

イ 概要

全国一律の経営事項審査点数に加え、長野県内の事業者には新客観点数(主観点数。上限なし)として、工事成績、技術力、経営意欲、地域貢献の項目で加点し資格総合点数(上限なし)を算出

ウ 配点

- 「経営意欲－労働環境」の項目で、次のとおり男女共同参画関連の加点を設定
- ・ 主任技術者になりうる女性技術者の社員雇用:5点
 - ・ 従業員300人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、且つ育児・介護休業法に規定する休暇等制度が就業規則に規定されている企業:10点
 - ・ 基準日直前3年間に従業員が育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性を含む場合、更に5点加算)

実施に当たって留意・工夫した点

資格審査において、審査担当者が加点対象となる事項(実績)の確認を、公的機関への届出書の写し等でできるだけ簡便にできるよう留意した。

(確認書類)

- ・ 一般事業主行動計画(写)
- ・ 就業規則(写)
- ・ 育児休業基本給付金支給決定通知書(写)
- ・ 介護休業給付金支給決定通知書(写)等

取組の実績・効果

平成19年11月1日現在で、建設工事等入札参加資格を付与した県内事業者(2,988者)のうち、男女共同参画関連の項目で新客観点数の加点を受けた事業者は次のとおり。

- ・主任技術者になりうる女性技術者の社員雇用:476者
- ・従業員300人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、且つ育児・介護休業法に規定する休暇等制度が就業規則に規定されている企業:59者
- ・基準日直前3年間に従業員が育児又は介護休業を20日以上取得した実績:84者(取得者に男性を含んだ事業者:2者)

取組名	建設工事入札参加資格者審査に係る主観点数での加点
都道府市区町村 担当部署 連絡先	岐阜県 県土整備部建設政策課建設業担当 TEL 058-272-1111(内3647) FAX 058-271-7680 メールアドレス 11650@pref.gifu.lg.jp

導入時期

平成18年4月

取組の目的・概要・特徴

育児休業制度の導入など少子化対策への積極的な取組を促すことを目的とする。ポジティブ・アクションを適用する基準としては、法令の規定を上回る制度を導入しているかどうかで判断し、該当する県内建設業者に対して、10点を加点する(主観点上限140点(平成19年度))。

実施に当たって留意・工夫した点

ハードルは高くても、すべての業者が取組可能な基準を設定すること。

取組の実績・効果

(平成19年4月時点)

業種	全事業者数	加点事業者数
土木一式	1,915	195
建築一式	851	99
電気	532	22
管	900	95

今後の課題

加点基準(法令を上回る制度を持つかどうか)に該当する例が数多くあり、加点の適否の判断がしにくいいため、適否の判断基準を明確に整理すること。

取組名	建設工事の総合評価方式における取組実績の評価の導入
都道府市区町村担当部局連絡先	三重県 県土整備部入札管理室 TEL 059-224-2696 FAX 059-24-3290 メールアドレス nyukan@pref.mie.jp

導入時期

平成19年5月

取組の目的・概要・特徴

建設工事にかかる総合評価方式における評価項目の男女共同参画及び次世代育成支援の取組実績として、男女共同参画については、「男女がいきいきと働いている企業」として三重県知事表彰を受賞した企業、次世代育成支援については、育児休業制度が就業規則に規定されている企業を評価し、加点する。
[片方の実績のみで、1 or 2点、両方の実績で、3, 4 or 5点を加点している。]

「男女がいきいきと働いている企業」の三重県知事表彰は、職場における男女共同参画の推進を目的に、男女の雇用機会均等や女性の能力活用、「仕事と家庭」の両立支援などに積極的に取り組む企業を表彰する制度で、平成14年度から始まり、平成18年度までに15社が受賞されているが、平成18年度までは建設業の受賞実績はなかった。

実施に当たって留意・工夫した点

企業の社会貢献という観点から、男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向けた企業の積極的な取組を促すため、「男女がいきいきと働いている企業」の受賞企業を加点対象とした。また、次世代育成支援については次世代育成支援への企業の積極的な取組を促すため、育児休業制度が企業の就業規則に規定されている企業を加点対象とした。

このことにより、企業への利点(メリット)となり、県内他企業への誘因(インセンティブ)が図られると考える。

取組の実績・効果

「男女共同参画がいきいきと働いている企業」は、平成18年度までは建設業の受賞実績はなかった(建築業1社あり)。

しかし、評価項目に加えたことから、今まで反応がなかった建設業者から表彰担当部局へ内容の問い合わせがあったり、19年度では実際に公募が数件あったほか、総合建設業の企業が1社受賞した。このことから、男女共同参画の意識づけになっていると考えられる。

また、育児休業制度については、5月以降に新たに就業程度を定めた企業が出てきたことから、一定の効果があったと考えられる。

今後の課題

男女共同参画の加点基準については、(ハードルが高すぎるなどの理由から)今後検討すべきであるが、参加企業が女性の能力活用、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいることを客観的に証明するのが現状では困難な状況である。

次世代育成支援については、育児休業制度を就業規則に定めていても実際に従業員が取得できているかなど、企業が育児休業を取得しやすい職場環境にあるかどうかは課題であると考えられる。

取組名	総合評価方式で少子化対策(育児休業制度の取組状況)を評価
都道府市区町村担当部局連絡先	滋賀県 土木交通部監理課技術管理室 TEL 077-528-4118 FAX 077-524-0943 メールアドレス dbkikaku@pref.shiga.lg.jp

導入時期

平成19年4月

取組の目的・概要・特徴

公共工事における総合評価方式において、少子化対策として施策の根幹である育児休業制度の取組状況を評価し、就業規則に育児休業制度の規定がある場合に1点加点をする(加算点上限20点)。

簡易型 I	H19(案)	
評価の視点	評価項目	配点
簡易な施工計画	工程管理	2
	品質管理	4
	施工上の課題(配慮事項)	4
企業の施工能力	主観点数	7
	技術者CPD	1
	災害時活動	1
	少子化対策	1
計		20

少子化対策(育児休業制度)

区分(育児休業制度の整備)	評価点
就業規則に育児休業制度の規定がない	0
就業規則に育児休業制度の規定がある	1

少子化対策として、施策の根幹である育児休業制度の取組状況(※)を評価する。
※就業規則(労働基準監督署に届出済のもの)に育児休業制度を規定または育児休業制度を規定した労使協定を既に締結していること。

実施に当たって留意・工夫した点

従業員が10人未満の事業所については、就業規則を作成する義務がないため、労使協定により確認することとした。

取組の実績・効果

総合評価方式の実施件数が少ないものの、参加者の大半が加点対象となっている。
今後の実施状況により、育児休業制度の整備状況が概ね達成されたと判断できる場合は、一般事業主行動計画の届出や認定などを加点対象とするなど評価基準の見直しを行う。

今後の課題

特に無し

取組名	建設工事の入札・契約制度において、「技術・社会貢献評価」項目として男女共同参画社会づくり協定及び子育て応援協定を設定
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	兵庫県 県民政策部地域協働局男女家庭課 TEL 078-362-3160 FAX 078-362-5035

導入時期

平成18年7月

取組の目的・概要・特徴

兵庫県では、入札・契約制度について、①公正な契約手続の確保や、②不良不適格業者の排除等による品質の確保、③建設企業の健全な育成の観点から、これまで様々な改善に取り組んできたところである。

その1つとして、入札参加資格者の資格の格付けにおいて、企業の経営規模、経営状況、技術力といった観点に加え、近年、企業の社会的責任(CSR)が広く求められていることを踏まえ、建設企業に対しても地域社会の共同利益の実現活動を奨励し、ひいては、県内業者の健全育成に資するため、「技術・社会貢献評価」を資格格付けに反映させている。

建設企業のより一層の健全育成を図るために、平成18年度の改善対策において「技術・社会貢献評価」の項目を拡充し、県と「男女共同参画社会づくり協定」又は「子育て応援協定」を締結している企業に評価点数を加算(各4点。主観点上限154点)することとした。

実施に当たって留意・工夫した点

特に無し

取組の実績・効果

男女共同参画社会づくり協定締結事業所141社(H19.9.1現在)のうち加点企業は35社。

子育て応援協定締結事業所230社(H19.9.1現在)のうち加点企業は49社。

今後の課題

特に無し

取組名	「鳥取県男女共同参画推進企業認定制度」にかかる優遇措置
都道府市区町村担当部局連絡先	鳥取県 企画部男女共同参画推進課 TEL 0857-26-7792 FAX 0857-26-8107 メールアドレス danjyo@pref.tottori.jp

導入時期

平成17年11月 建設工事の指名業者選定における加点(平成19年度の格付けから適用)。
平成19年4月1日適用 物品調達等における配慮措置。
平成19年8月1日適用 測量等業務における指名業者選定における加点

取組の目的・概要・特徴

平成16年2月、男女がともに働きやすく、能力を發揮できる「うれしい職場づくりを進める企業(団体、県外企業の県内事業所等を含む)を啓発による認定促進により応援し、企業や組織の価値を高めるPR等の活動を行う「鳥取県男女共同参画推進企業認定制度」を創設。取り組みの促進を図るため、下記の優遇措置を導入。

- (1)建設工事の指名業者選定における加点
建設工事入札参加資格者の格付けにおいて、主観点数への加点(385満点のうち5点)を行う。
- (2)物品調達等における配慮措置
 - ①物品調達の入札(見積)において、通常の見積依頼業者数に認定企業等を1者追加する。
 - ②役務・委託(公共工事関係を除く。)調達の入札(見積)において、通常の見積依頼業者数に認定企業等を1者追加する。
- (3)測量等業務にあたっての指名業者選定の採点において、加点(132点満点のうち2点)を行う。

実施に当たって留意・工夫した点

県の男女共同参画推進に関する施策について関係行政機関相互の緊密な連携を図るための「鳥取県男女共同参画行政推進会議」(座長:副知事、委員:各部局長ほか)などで、認定企業への優遇措置について具体的な検討を全庁的に行った。県土整備部(工事契約等所管)などと協力しながら、商工団体や建設業界などへの説明会や意見交換会を実施し、制度の周知、説明を図った。建設工事の指名業者選定における格付けについて、県内18市町村(全19市町村)で県の格付けを準用している。

取組の実績・効果

物品調達等における優遇措置の効果については、現在調達担当課において実績調査中であるが、認定企業数は増加しており(下表参照)、優遇措置をきっかけに、制度を理解し男女共同参画の推進に取り組んでいただいている。

(H20. 2.16現在)

認定年度	事業所数	業種分類									地域分類							
		建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	サービス業	団体	東部		八頭	中部		西部		日野
											市部	郡部		市部	郡部	市部	郡部	
15	3	1	1		1						2					1		
16	5	2	1			1	1				2					2	1	
17	9	9									1				4	2	1	1
18	118	98	2					1	16	1	29	2	20	14	8	28	8	9
19	30	13	1	1		1	1		11	2	12			5		10	2	1
15~19 年度累計	165	123	5	1	1	2	2	1	27	3	46	2	20	19	12	43	12	11

今後の課題

認定企業制度をもっている県庁内の関係各課でワーキンググループをつくり、企業側が求める優遇措置についての意見交換や新たな優遇措置の検討などを行っており、より効果的な取り組みについての検討をすすめていく。

取組名	建設工事等入札参加資格審査での子育て支援企業への加点
都道府市区町村担当部局連絡先	島根県 健康福祉部青少年家庭課少子化対策推進室 TEL 0852-22-6475 FAX 0852-22-6045

導入時期

平成19、20年度の入札から適用
平成18年11月 公表
平成19年1月 申請受付
平成19年4月 導入

取組の目的・概要・特徴

目的

- ・ 企業における仕事と子育ての両立支援の必要性についての意識啓発
- ・ 仕事と家庭の両立支援企業の拡大

概要

・ 土木工事・建築工事の入札参加資格審査において、次世代育成支援対策推進法に基づいた「仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について“一般事業主行動計画”を策定」した場合に策定義務の有無に応じ加点。

- 策定義務のある者が策定していない場合 ▲10点
- 策定義務のある者が策定している場合 0点
- 策定義務のない者が策定している場合 5点

実施に当たって留意・工夫した点

- ・ 契約担当課及び労働局との連携（制度設計・業者からの問い合わせへの対応）
- 入札参加資格審査についての問い合わせは、契約担当課（土木総務課）入札参加資格審査申請についての説明会において、パンフレット等を配布し周知を図った。
- 一般事業主行動計画の策定については、労働局

取組の実績・効果

- ・ 一般事業主行動計画を策定した企業の増
建設業での行動計画の策定企業数 1社 → 37社

今後の課題

- ・ 建設業以外でのインセンティブの検討
- ・ 一般事業主行動計画の策定企業の拡大

取組名	岡山県建設工事入札参加資格審査申請
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	岡山県 土木部監理課 TEL 086-226-7463 FAX 086-224-2217 メールアドレス kanri@pref.okayama.jp

導入時期

平成20年度入札参加資格審査から(審査基準日が平成18年8月1日～平成19年7月31日の経営事項審査を受けた業者が対象となる)

取組の目的・概要・特徴

平成20年度からの入札参加資格における格付け内容等を改定し主観点数の加点項目に新たに4項目を追加した。その中で、ポジティブアクション(女性が職場において能力を十分に発揮できるようにするための積極的取組)推進の観点から、「男女共同参画項目」を設置し、女性技術者登用(国家資格者のみ)、就業規則における育児・介護休業制度の導入状況を評価し、社会・地域に貢献する県内業者の経営姿勢を評価・支援する。

HP <http://www.pref.okayama.jp/doboku/kanri/teishi/nyusatsu0601.html>

実施に当たって留意・工夫した点

新規追加項目の対象となる企業は県内業者のみ。県外業者は評価の対象としない。

＜女性技術者登用＞

- 1 女性技術者国家資格者証の写し
- 2 3ヶ月以上の常勤性が確認できる書類(経営事項審査の副本)

基準日: 決算日時点

＜育児・介護休業制度導入＞

- 1 育児・介護休業法に規定する育児・介護休業制度が記載されている就業規則の写し

基準日: 決算日時点

女性技術者を1名以上雇用している場合+4点、育児・介護休業制度を導入している場合は+4点、を主観点数に加算する。

今後の課題

本県建設業の健全な発展を図るため、真に「技術と経営に優れた企業」が公正に選別され、社会・地域に貢献する企業が成長する環境づくりを目指す。

取組名	岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	岡山県 出納局会計課 TEL 086-226-7528 FAX 086-221-6648 メールアドレス kaikai@pref.okayama.lg.jp

導入時期

平成19年6月5日(入札参加資格審査の告示日)以降に実施する入札参加資格審査から。

取組の目的・概要・特徴

平成19年6月5日(入札参加資格審査の告示日)以降に実施する入札参加資格審査における格付けに関し、加点項目に2項目を設定した。そのうち「男女共同参画」の項目において、一般事業主行動計画策定届の提出、就業規則における育児・介護休業制度の導入状況を評価し、社会・地域に貢献する県内業者の経営姿勢を評価・支援する。

HP http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=73

実施に当たって留意・工夫した点

一般事業主行動計画策定届を提出している場合は+2点、就業規則における育児・介護休業制度を導入している場合は+2点を、4点を限度に格付け点数に加算する。

取組の実績・効果

今後の課題

競争入札参加資格審査(格付)基準において「障害者雇用」「ISO登録」「男女共同参画」の項目を加点項目として取り入れ、社会、地域に貢献する企業等の経営姿勢を評価・支援する。

取組名	一般事業主行動計画策定届出の有無に係る入札参加資格への加点制度
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	山口県 土木建築部監理課 TEL 083-933-3629 FAX 083-925-8862 メールアドレス a18100@pref.yamaguchi.lg.jp

導入時期

平成19、20年度建設業者等の競争入札参加資格審査申請より

取組の目的・概要・特徴

企業の次世代育成支援の取組を促進するため、競争入札参加資格申請時において、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第3項に規定する一般事業主行動計画策定の届出を行っている者に対し、加点(県内建設業者については5点、測量、建設コンサルタント等業者については2点、なお県外建設業者は対象外)を行うこととした(主観点上限あり)。

(県内建設業者)

土木工事業及び建築工事業・・・899点、舗装工事業・・・1,039点、
その他・・・889点

(測量、建設コンサルタント等業者)

197点

実施に当たって留意・工夫した点

特になし

取組の実績・効果

入札参加資格者のうち一般事業主行動計画の届出を行っている業者数(平成19年9月現在)

県内建設業者:153

測量、建設コンサルタント等業者:51

今後の課題

雇用環境の整備について、適切な一般事業主行動計画の策定や、その行動計画に定めた目標の達成など、一定の要件を満たすことなどで、都道府県労働局長の認定を受けた者に対する加点の取り扱い及び確認方法など。

取組名	入札参加資格審査項目の追加
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	山口県 会計管理局会計課 TEL 083-933-3915 FAX 083-933-3949 メールアドレス a25100@pref.yamaguchi.lg.jp

導入時期

平成19年10月から適用される、業務委託契約に係る入札参加資格者名簿の審査
(平成19年7月下旬から受付開始)

取組の目的・概要・特徴

業務委託契約(建設工事に係るものを除く)に係る競争入札参加資格の審査項目として一般事業主行動計画の策定・届出を加点対象として追加した。
・一般事業主行動計画の策定・届出・・・3点(上限109点)

実施に当たって留意・工夫した点

取組の実績・効果

今後の課題

取組名	政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度
都道府市区町村 担 当 部 局 連 絡 先	山口県 会計管理局会計課 TEL 083-933-3915 FAX 083-933-3949 メールアドレス a25100@pref.yamaguchi.lg.jp

導入時期

平成19年10月

取組の目的・概要・特徴

業務委託契約(建設工事に係るものを除く)に係る指名競争入札の業者選定において、県の政策課題に寄与する取組を行っている事業者について、その取組を評価し追加して指名することにより、入札機会の拡大を図り、事業者の政策課題への取組を促進する。
「男女共同参画事業者の認証」、「子育て応援団(サポート会員)の登録」等の県の施策への取組を評価項目としている。

実施に当たって留意・工夫した点

取組の実績・効果

今後の課題

取組名	建設工事の入札参加資格審査における地域点数の項目に、「次世代育成支援企業認証等の取得」を追加
都道府市区町村担当部局連絡先	高知県 土木部建設管理課(とりまとめ課:男女共同参画・NPO課) TEL 088-823-9811 FAX 088-823-9263 メールアドレス 171301@ken.pref.kochi.lg.jp

導入時期

平成19年10月1日施行(平成20年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用)

取組の目的・概要・特徴

(目的・概要)

高知県では平成19年4月1日から、男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業等を県が認証する制度(次世代育成支援企業認証制度)を始めた。

この認証制度をより多くの企業に取り組んでもらうため、認証取得によるメリットのひとつとして、公共工事の入札参加資格審査における地域点数の項目に、「認証等の取得」を追加した。

(詳細)

「入札参加資格審査基準日において、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定されている場合、又は高知県次世代育成支援企業認証制度要綱に基づく高知県次世代育成支援企業認証を取得している場合は、評価点20点(主観点上限なし)を加点する。」

(認証制度について <http://www.pref.kochi.jp/~koyou/jisedai/jisedai.htm>)

実施に当たって留意・工夫した点

特になし

取組の実績・効果

施行前のため なし

取組名	入札参加資格審査での「子育て応援宣言企業」への加点制度
都道府市区町村担当部局連絡先	福岡県 福祉労働部労働局新雇用開発課 TEL 092-651-1111(代表) メールアドレス shinkoyo@pref.fukuoka.lg.jp

導入時期

平成19年4月

取組の目的・概要・特徴

【概要】

- (1) 平成15年9月から全国に先駆け、従業員の両立支援の取組を企業トップが宣言する「子育て応援宣言企業登録制度」を開始。
- (2) 100社の宣言まで2年を要したが、その後1年4ヶ月で500社達成するなど制度普及が加速。
- (3) 商工組合中央金庫による宣言企業に対する金利優遇制度をはじめとして企業の社会的責任、子育て支援に着目した融資など民間企業においても動きが活発化。
- (4) こうした取組を評価し一層進展させるため、県自らも建設工事の入札参加資格審査において「子育て応援宣言企業」に加点する制度を導入、子育てを社会全体で応援する気運を醸成する。

【制度内容】

子育て応援宣言企業について入札参加資格審査の格付け評価点を3点加算（建設関係は主観点上限なし。物品・役務関係は113点）。

【特徴】

以下の4つの観点で企業トップが具体的に宣言すれば加点を実施。中小企業においても取り組みやすいものとなっている。

- ① 育児休業が取得しやすい環境づくり。
- ② 育児休業期間中は職場とのコミュニケーションがとれる仕組みづくり。
- ③ 円滑な職場復帰に向けたサポートの実施。
- ④ 職場復帰後の弾力的な勤務時間の配慮等。

実施に当たって留意・工夫した点

- (1) 優遇措置導入に際しての「少子化対策、仕事と家庭の両立支援が県政の最重要課題である」という庁内の合意形成。
- (2) 導入後は、優遇措置の導入について関係各課を通じて関係団体及び関連業者へ周知を行うとともに、「子育て応援宣言登録制度」についても、窓口等でチラシの設置・配布をお願いした。

取組の実績・効果

- (1) 平成19年4月から9月14日現在の登録企業数は402社。その内、加点の対象となる建設業は242社、物品関係は40社。
- (2) 子育て応援宣言企業における建設業の割合については、導入前の8%から28%に増加している。
- (3) 加点制度の導入効果もあり、19年9月に当面の目標であった1,000社を達成。

今後の課題

子育て応援宣言企業の拡大に加えて、優良・先進事例の紹介や職場環境づくりの助言を行いながら、さらなる制度の普及に努めていく必要がある。

取組名	建設工事の入札参加資格審査の評価項目に男女共同参画制度の導入を追加
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	佐賀県 県土づくり本部建設・技術課 TEL 0952-25-7102 FAX 0952-25-7317 メールアドレス kensetsu-gijutsu@pref.lg.jp

導入時期

平成19、20年度建設工事入札参加資格審査から導入

取組の目的・概要・特徴

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、育児又は家族の介護を行う労働者への支援措置として、育児休業又は介護休業の措置を講ずることが事業主に義務づけられていることから、これに対応するものとして評価の項目として加点している(主観点上限なし)。

実施に当たって留意・工夫した点

- 常用労働者数が10人以上、未満にかかわらず、
- ・男女共同参画制度(育児休業及び介護休業制度)を導入している場合
→ 5点の加点
- ・高齢者雇用制度及び男女共同参画制度を導入していない場合
→ 5点の減点

取組の実績・効果

平成19、20年度入札参加資格申請業者のうち常用労働者がいる業者961者中、671者(69.8%)に加点。

今後の課題

取組名	県が発注する建設工事の入札参加資格における建設業評価に係る主観点への加点について
都道府県市区町村 担 当 部 局 連 絡 先	長崎県 土木部監理課建設業指導班 TEL 095-894-3015 FAX 095-894-3460 ホームページアドレス http://www.doboku.pref.nagasaki.jp

導入時期

H20.4.1以降の長崎県建設工事入札参加者の格付けに主観点数の加点項目の一つに次世代育成雇用環境の整備(子育て支援)という項目を追加して、主観点数に反映させる。

取組の目的・概要・特徴

長崎県は、H16.1.15の建設工事入札手続等検討委員会において、入札制度における企業評価(特に格付け)を今後も見直し、工事品質の確保の観点から技術力、経営力に優れ、地域経済(雇用)等に貢献する企業をより評価する制度に改正することを決定した。その一つに少子化対策を取り上げ、H20年度の格付けから評価の要件に該当する者に対して、主観点数に反映させる予定である。

具体的には、次の(イ)～(ニ)を満たし、審査対象特定日(毎年10.31)において計画を実行中である場合に10点を加点する。

- (イ)1回目の「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画を策定、労働局に届出、
- (ロ)同計画を実行し、
- (ハ)労働大臣に申請、認定を受ける。
- (ニ)更に2回目の行動計画を策定、労働局に届出る。

また、2回目の行動計画の満了を迎えた場合には、上記と同様に、
(ハ)労働大臣に申請、認定を受ける。
(ニ)3回目の行動計画を策定、労働局に届出た者が、審査対象特定日において計画を実行中である場合に加点する。

4回目以降についても同様とする。

なお、等級を設ける工事種類全てについて10点を審査点数に加える。

実施に当たって留意・工夫した点

少子化対策は、重要であり県の施策とも合致する。
県独自の評価項目(主観点)の一つに採用することにより、企業の地域への貢献の仕方の一つの誘因とした。

取組名	熊本県工事入札参加者資格審査の社会的貢献度として男女共同参画の状況を評価
都道府市区町村 担当部局 連絡先	熊本県 土木部監理課 TEL 096-383-1111(内6021) FAX 096-381-5404 メールアドレス kanri@pref.kumamoto.lg.jp

導入時期

平成17年度から

取組の目的・概要・特徴

本県では、「熊本県男女共同参画推進条例」、「ハーモニープランくまもと21」等に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて各種の施策を推進しているところであるが、建設業においては、他産業に比べ、育児休業及び介護休業制度の整備が遅れていたため、平成17年度から、これらの制度を整備した企業を格付で優遇することにより建設業界における男女共同参画の推進を図ってきた。

実施に当たって留意・工夫した点

育児休業制度及び介護休業制度の両制度をとともに設けていることを条件として5点を加点することとした(主観点上限なし)。
上記の有無は、就業規則(常用雇用労働者数10人以上の業者については、労働基準監督署の受付印のあるもの)により判断する。

取組の実績・効果

格付対象者で常時10人以上の労働者を使用している事業者中、就業規則において育児休業制度及び介護休業制度を設けている者の比率について、導入時期と比べ向上した。

平成16年12月末現在 39.0%(実数:393者)
平成18年12月末現在 58.4%(実数:444者)

今後の課題

取組名	物品・業務委託入札参加資格審査申請における育児・介護休業制度の設置企業に対する加点制度
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	熊本県 出納局管理調達課 TEL 096-333-2581 FAX 096-381-9010 メールアドレス kanrityoutatu@pref.kumamoto.lg.jp

導入時期

平成18年5月12日

取組の目的・概要・特徴

入札参加資格審査申請者に対する評価として、これまでの会社等の規模、経営状況に加え、社会貢献性として、障害者雇用、ISO取得、育児・介護休業制度の状況を導入した。

このうち育児・介護休業制度については、出産後の女性の職場復帰及び男性の家庭内業務への参加を目的としたものであり、就業規則等に育児・介護のための休業取得制度を規定している企業への評価として2点を加点(上限210点)することにした。

実施に当たって留意・工夫した点

特になし。

取組の実績・効果

平成20年2月22日現在の登録業者数は2,242者であり、育児・介護休業制度導入企業は51.6%にあたる1,157者が導入している。

今後の課題

取組名	県が発注する建設工事等の入札参加資格認定における 加点制度
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	宮崎県 県土整備部管理課 TEL 0985-26-7176 FAX 0985-26-7312 メールアドレス kanri@pref.miyazaki.lg.jp

導入時期

平成19年度申請受付、平成20年4月1日付け認定分から導入
(入札参加資格有効期間:平成20年4月1日～平成22年3月31日の2年間)

取組の目的・概要・特徴

<目的>

事業者の社会性に対して評価を行うことにより、取組を促進することを目的とする。
(※育児休業制度の確立以外に、障がい者の雇用状況や地域貢献等に対する加点もあり。)

<概要>

育児休業制度を就業規則で規定し、労働基準監督署等に届け出ている事業者に対して10点を加点する(主観点上限448点。全体上限1,448点)。
(原則として、平成19年9月30日時点で確立していることが要件。ただし、申請の時点で就業規則を改正又は改正中の場合には、平成19年12月28日までに育児休業制度を含んだ規定の整備が完了し、必要書類の提出があれば加点する。)

実施に当たって留意・工夫した点

- 1 地元の努力する企業に配慮し、育児休業制度の確立等の社会性に対する評価を含む「技術等評価数値」の割合を従来よりも高く設定した(添付資料参照)。
- 2 県全体で取り組んでいる子育て支援に関する気運を醸成し、後押しするため、制度化した。
- 3 宮崎労働局の全面的なバックアップを得ることにより、就業規則の届出に関する様式を作成するなど、制度化にあたって工夫した。

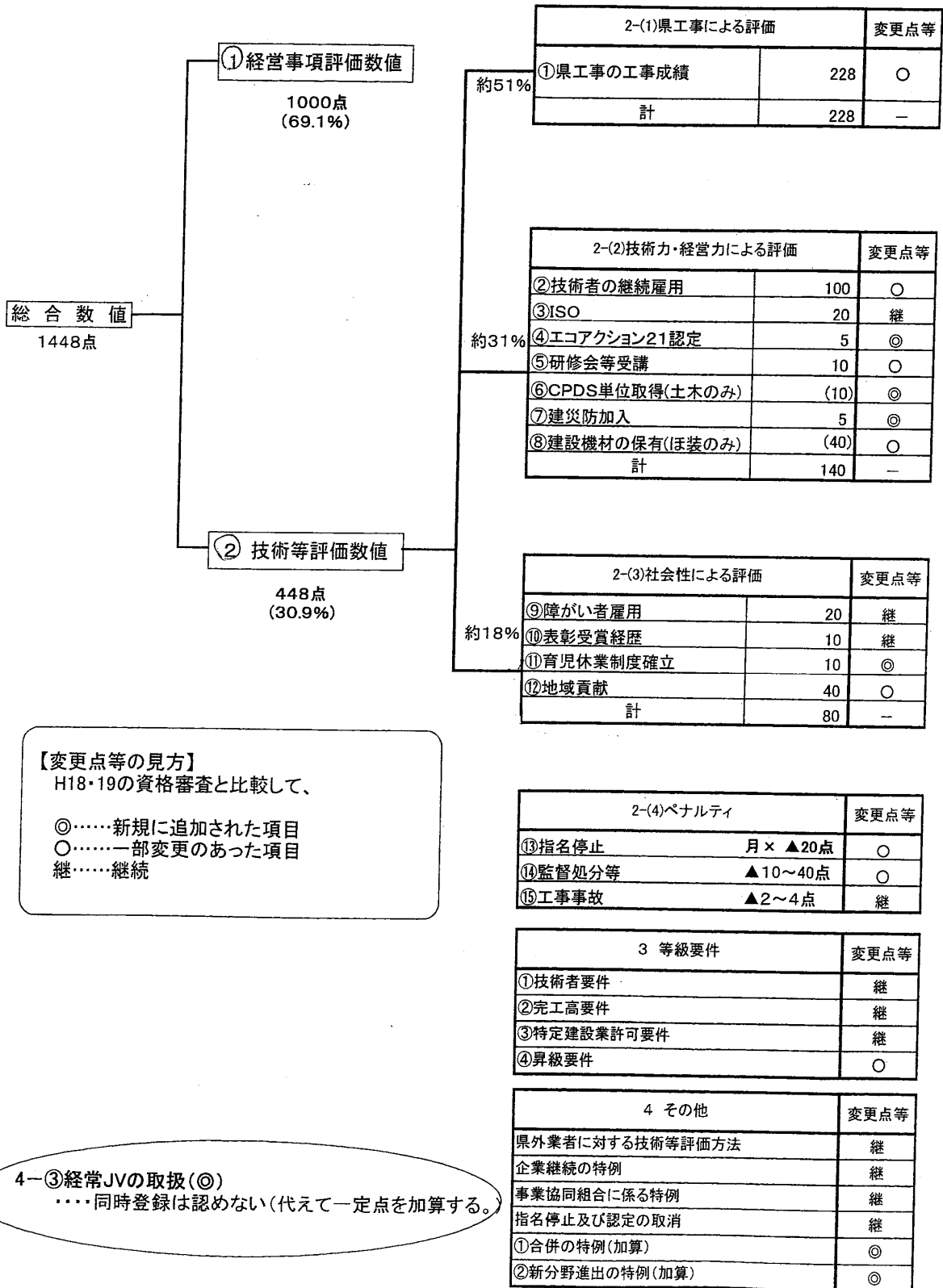
取組の実績・効果

平成19年10月1日から申請書の受付を開始するため、現時点では実績等はなし。

今後の課題

本年度の申請状況等により、今後の課題が明らかになるとと思われる。

◎総合数値の体系



取組名	入札参加資格審査の技術事項等評価点数(主観点項目)に男女共同参画の観点からの基準を導入
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	鹿児島県 土木部監理用地課 TEL 099-286-3490 FAX 099-286-5617 メールアドレス kanken@pref.kagoshima.lg.jp

導入時期

平成18、19年度鹿児島県建設工事入札参加資格から適用し、平成18年4月1日から2年間適用している。

実際の申請受付および審査は平成17年度に8月中旬から開始しており、その際の申請書類に審査項目として記載し、広く建設業者に周知している。

取組の目的・概要・特徴

鹿児島県が取り組む「共生・協働による活力ある地域社会づくり」への参加を促進するために、平成17年度実施の建設工事入札参加資格審査から適用し、平成18、19年度入札参加資格審査から反映されており、「育児・介護休業法」に規定する育児休業、介護休業制度を会社内に設け、就業規則により規定している業者に対し、それぞれ2点ずつ加点している。

平成20、21年度入札参加資格審査においても、引き続き加点する予定となっており、審査項目の中に同様に記載され、現在審査受付を実施している。

実施に当たって留意・工夫した点

従業員が10人以上の事業所については、就業規則等(育児・介護休業に関する規定)で確認し、その就業規則には労働基準監督署の受付印があるものを提出させる取扱いにしている。

また育児介護休業を取得できることを規定しているだけでなく、届出の対象者、方法、期間、休業期間中の給与、社会保険料の取扱など、「事業所内制度」として設けていることを確認できる内容であることを要求し、審査判断基準としている。

それに際しては労働局雇用均等室のアドバイスを受けつつ、実施しているところである。

取組の実績・効果

実際の数値的成果、効果は詳細は不明であるが、全体の4分の1が就業規則に育児・介護休業制度を規定しており、外部からの審査項目に設けたことに自体に対する苦情等は特になく、また鹿児島労働局雇用均等室からは建設業者の就業規則への規定に対する意識が高まったのか、問い合わせも多く、多くの事業所が新たに就業規則上で「育児介護休業」の規定を設けたとの報告を受けている。

今後の課題

現在の審査では、就業規則への規定した業者に加点しており、実際に育児や介護に直面した従業員へ休業を取らせたか否か、また、どの程度休業の実績があったかまでは審査していない。

取組名	主観評価項目制度に男女共同参画の項目を導入
都道府市区町村 担当部局 連絡先	神奈川県川崎市 財政局管財部契約課 TEL 044-200-2097 FAX 044-200-9901

導入時期

主観評価項目制度＝平成17年11月1日
男女共同参画の項目を導入＝平成19年4月1日

取組の目的・概要・特徴

川崎市競争入札参加資格の有資格事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲の向上を図るために実施。
主観評価項目の一つとして男女共同参画に関する事項を設け、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者に対し、10点を加点する(主観点上限なし)。

実施に当たって留意・工夫した点

男女共同参画の項目を入れるにあたり、客観的な基準が難しいことから検討課題となった。
結果「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定しているかどうかを基準とした。

取組の実績・効果

男女共同参画の項目は本年4月に導入したことから、実績及び効果の結果は次年度以降となる。

今後の課題

男女共同参画の項目は平成19年4月に導入したことから、課題等の整理は平成20年度以降となる。

取組名	建設工事競争入札参加資格審査申請業者に付与する総合数値への加点
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	広島県広島市 市民局人権啓発部男女共同参画室 TEL 082-504-2108 FAX 082-504-2609 メールアドレス danjo@city.hiroshima.jp

導入時期

平成19、20年度資格認定時から(平成19年4月)

取組の目的・概要・特徴

企業の信頼性や社会性などを評価する項目の一つとして、次の男女共同参画に関する取組等について加点を行う(主観点上限195点)。

ア 申請日において、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定(労働者300人以下の事業者に限る。)しているか、又は申請日の5年以内に以下のいずれかの表彰を受けている場合に加点(5点)

- ・女性のチャレンジ大賞
- ・均等推進企業表彰
- ・ファミリーフレンドリー企業表彰
- ・広島市男女共同参画推進事業所表彰

イ 申請日において、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する国家資格を有する女性技術者を1人以上雇用している場合(1年以上雇用している場合に限る。また、実務経験による技術者を除く。)に加点(5点)

平成19年6月から、建築物清掃(特定調達契約を除く。)及び常駐警備に係る競争入札参加資格審査基準についても、上記「②」の「ア」の項目について加点を行っている。

実施に当たって留意・工夫した点

実際に評価項目に該当する業者の実績が上がり、今後、業者における男女共同参画の取組が一層進むよう、上記「②」の「ア」の項目に加えて「イ」の項目についても設定した。

取組の実績・効果

[評価項目に該当する業者の平成19、20年度資格認定業者に占める割合]

評価項目	資格認定業者に占める割合
「一般事業主行動計画」の策定	0.1%程度
男女共同参画に係る表彰の受賞	0.1%程度
国家資格を有する女性技術者の雇用	10%程度

今後の課題

企業の信頼性や社会性などを評価する上で、現在の配点が妥当なものであるか検討を行う。

取組名	社会貢献優良企業優遇制度(次世代育成・男女共同参画支援事業)
都道府市区町村担当部局連絡先	福岡県福岡市 市民局男女共同参画部男女共同参画課 TEL 092-711-4107 FAX 092-733-5595 メールアドレス danjokyodo.CAB@city.fukuoka.jp

導入時期

平成19年8月

取組の目的・概要・特徴

企業の社会や市・地域への貢献活動を評価し、当該社会貢献活動の促進及び本市事業の推進を図ることを目的とした制度に、平成19年度から新たに「次世代育成・男女共同参画支援事業」を追加した。

次世代育成支援及び男女共同参画に貢献していると認められる地場中小企業(社会貢献優良企業)に対しては、本市の発注に際して優先指名する等の優遇措置が講じられる。

認定基準等は次頁のとおり。

実施に当たって留意・工夫した点

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が認定基準のひとつであるが、同計画策定を支援する講座「次世代育成支援行動計画策定セミナー」を開催し、セミナーの受講→次回の認定申請というつながりを強調している。広報の際にも2つの施策を一体的にPRし、双方の事業効果を高めるよう工夫した。
- ・認定基準(次頁参照)では、法を上回る規定の整備だけでなく、制度の利用実績を求めることで、より実効性のある取組を促している。
- ・こども施策の担当とも連携して認定基準を検討した。

取組の実績・効果

平成19年6月1日～6月29日申請受付分
申請企業 1社 認定企業 1社

今後の課題

これまで優遇制度の申請受付は2年に1回であったが、企業のモチベーションを高め、取組を喚起するため申請受付の頻度について改善の余地がある。また、申請、認定ともに1社のみであり、認定基準が厳しすぎた面が否めない。

福岡市社会貢献優良企業優遇制度

「次世代育成・男女共同参画支援事業」認定基準

下記のア、イいずれかの認定基準をみたすもの

ア 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画に定めた目標を達成した等の基準に基づく厚生労働大臣(都道府県労働局長)の認定を受けていること。また、引き続き新たな計画を策定し、福岡労働局へ届け出ていること。

イ 下記のA、Bをいずれもみたすもの

A 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、福岡労働局へ届け出ていること。

B 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」に規定する制度の基準を上回る下記に規定する要件の a～j のうち、いずれか2項目以上の措置について、就業規則、労働協約又は労使協定に規定していること。

また、平成17年4月1日から平成19年6月1日までの期間に、2項目以上の法定を上回る利用実績があること。

【要件: ()内の数字は「育児・介護休業法」の関連条項】

(育児関連)

- a 育児休業について、満1歳(一定の場合、満1歳6か月)以上の子を対象とする。(5)
- b 育児をする従業員に対する下記措置の a)～f)のうち、いずれか1項目以上について、満3歳以上の子をもつ従業員を対象とする。(24)
 - a) 勤務時間の短縮
 - b) フレックスタイム制
 - c) 始業時刻又は終業時刻の繰上げ又は繰下げ
 - d) 所定外労働の免除
 - e) 託児施設の設置(保育所と契約している場合を含む)
 - f) 育児に要する経費の援助措置
- c 小学校就学前の子を養育する労働者の時間外労働時間数の上限を、1か月 24 時間及び1年 150 時間未満とする。(17)
- d 時間外労働の制限について、小学校入学後の子を養育する従業員を対象とする。(17)
- e 小学校就学前の子を養育する労働者の深夜業の制限を、深夜(午後 10 時から午前5時まで)を超える時間帯を対象とする。(19)
- f 深夜業の制限を、小学校入学後の子を養育する従業員を対象とする。(19)
- g 子の看護休暇日数を、小学校就学前の子を養育する従業員に対して1年に6日以上とする。(16の2)
- h 子の看護休暇申請者を、小学校入学後の子を養育する従業員を対象とする。(16の2)

(介護関連)

- i 介護休業について、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とするごとに1回、通算して(延べ)93 日間を超える期間を対象とする。(11)

(再雇用関連)

- j 育児等を理由とした退職者の再雇用制度(27)

取組名	建設工事の入札参加資格審査申請における加点制度
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	福島県福島市 財務部管理課 TEL 024-525-3705 FAX 024-536-1876 メールアドレス kanri@mail.city.fukushima.fukushima.jp

導入時期

平成19、20年度入札参加資格審査申請より導入

取組の目的・概要・特徴

福島県が取り組む、仕事と育児が両立できる職場環境づくりに取り組んでいる中小企業、及び少子高齢社会を見据えて、育児に加えて介護との両立や男女が共に働きやすい環境など仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場環境づくりに総合的に取り組んでいる企業をそれぞれ認証する、「福島県次世代育成支援企業認証制度」の認証を取得した福島市内の企業に対し入札参加資格審査申請において加点を行うこととした(点数は非公表)。

実施に当たって留意・工夫した点

特に無し。

取組の実績・効果

平成19年度実績
市内申請業303者中、4者が認証を取得しており、加点を行った。

今後の課題

特に無し。

取組名	建設工事の入札参加業者の等級別格付けにおける主観点数の付与
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	千葉県船橋市 財政部契約課 TEL 047-436-2180 FAX 047-436-2184 メールアドレス keiyaku@city.funabashi.chiba.jp

導入時期

平成19年4月1日

取組の目的・概要・特徴

福祉の充実を推進する観点から、子育て支援(少子化対策)を行っている市内に本店のある企業に対して、主観点数を10点加点(主観点上限140点)している。

付与の対象となる企業は

- ① 入札参加資格登録年度の4月1日現在で、「次世代育成支援対策推進法」第12条第1項に基づき、常時雇用する労働者数が300人を超える企業で、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣へその旨を届け出ている企業。
- ② 入札参加資格登録年度の4月1日現在で、「次世代育成支援対策推進法」第12条第3項に基づき、常時雇用する労働者数が300人以下の企業で、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣へその旨を届け出ている企業。

届け出していない場合は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定と同等以上の育児休業・介護休業制度を導入し、就業規則を労働基準監督署に届け出ている企業。

実施に当たって留意・工夫した点

一般事業主行動計画または就業規則の写しを提出させている。
厚生労働大臣あるいは労働基準監督署への届け出を条件としているため、受付印がないものは加点の対象としていない。

取組の実績・効果

市内に本店のある企業213者中、8者が対象となった。
また、数社から、一般事業主行動計画、育児休業・介護休業制度についての問い合わせがあり、今後、企業における制度の充実が望まれると考えている。

今後の課題

平成19年度からの実施であり、申請者数が少ない。また、対象が市内に本店のある企業に限定しているため、市外に本店のある企業への周知方法について、今後の検討課題である。

取組名	総合評価方式による入札の評価項目に男女共同参画の状況を設定
都道府県市区町村担当部局連絡先	東京都八王子市 財務部契約課 TEL 042-620-7214 FAX 042-626-4133 メールアドレス b030300@city.hachioji.tokyo.jp

導入時期

平成19年7月

取組の目的・概要・特徴

本市では、平成19年7月から、総合評価方式(価格のみによる競争ではなく、価格その他条件がもっとも優れたものを落札者とする入札方式)を試行導入している。

価格以外の条件としては、「企業の技術力」および「企業の信頼性・社会性」を評価対象としており、それら进行评估する項目の一つとして「男女共同参画の状況」を選択できることとしている。

具体的には、育児休業や介護休業制度を終業規則に定めているか否かで「男女共同参画の状況」の評価店に差(終業規則に定めていれば1点、定めていなければ0点)をつけることとしている。

詳細については、以下を参照。

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seisaku/gyozaisei/13765/013906.html>

実施に当たって留意・工夫した点

「男女共同参画の状況」を評価項目とするに当たり、客観性のある基準をいかにして設定するかが課題となり、検討の結果、終業規則への育児休業や介護休業制度の規程の有無を評価基準とすることとした。

取組の実績・効果

「企業の信憑性・社会性」を評価する項目として「男女共同参画の状況」を選択した好事は、今のところ事例がない。

今後の課題

提出された就業規則により評価する予定だが、その内容が真正か否かの確認をどこまで行うべきかは検討課題であるといえる。

取組名	市が発注する建設工事の入札参加資格への加点制度
都道府市区町村 担当部局 連絡先	新潟県上越市 契約課 TEL 025-526-5111 FAX 025-526-6111 メールアドレス keiyakuka@city.joetsu.lg.jp

導入時期

平成17年度から適用

取組の目的・概要・特徴

平成14年3月に「上越市男女共同参画基本条例」が施行され、その中で、事業者は男女共同参画社会の中の経済活動において重要な役割を果たしていることから、男女が平等に能力を発揮できるようにするとともに、個人としての能力を正しく評価するように努め、市が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力することを明らかにしている。

この観点から、平成17、18年度分の建設工事入札参加資格審査申請において、男女共同参画の視点を入札・契約制度に反映し、推進を図ることとし、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において事業主に義務づけられた制度のほかに、事業者の努力事項とされている制度を1つ以上実施している場合に、経営事項審査の点数に10点を加算することとした(主観点上限60点)。

制度		判断基準
育児関係	育児休業	3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に、育児休業の制度がある。
	勤務時間の短縮等	3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に、勤務時間の短縮、フレックスタイム制、始業・終業時間の繰上げ・繰下げ、託児施設の設置運営のいずれかの制度がある。
	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に、その子の看護のための休暇(労働基準法第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く)の制度がある。
	再雇用特別措置	妊娠、出産、育児を理由として退職した従業員に対し、必要に応じて再雇用する制度がある。
介護関係	介護休業	常時介護を要する家族を介護する従業員に、連続3月(介護休業または勤務時間の短縮措置が講じられている場合は、講じられた日の翌日から起算して3月)を超える介護休業の制度がある。
	勤務時間の短縮等	常時介護を要する家族を介護する従業員に、連続3月(介護休業または勤務時間の短縮措置が講じられている場合は、講じられた日の翌日から起算して3月)を超える勤務時間の短縮、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げのいずれかの制度がある。
	再雇用特別措置	介護を理由として退職した従業員に対し、必要に応じて再雇用

する制度がある。

実施に当たって留意・工夫した点

従業員が10人以上の事業所については労使協定等の就業規則によって確認し従業員が10人未満の事業所については就業規則等を作成する義務がない(労働基準法第89条)ため、就業規則等がない場合は、自主申告書により確認することとした。

取組の実績・効果

H17-18 登録業者数1,144者(H18末)のうち、加算対象となった業者は165者(14.4%)

H19-21 登録業者数1,139者(H19現在)のうち、加算対象となった業者は269者(23.6%)

今後の課題

加点制度については周知されたものと考えているが、小規模な事業所では休業等の制度が充足していないことも多いため、引き続き啓発していくことが必要である。

取組名	入札参加資格の加点制度
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	石川県金沢市 総務局監理課 TEL 076-220-2101 FAX 076-220-2097 メールアドレス kanri@city.kanazawa.ishikawa.jp

導入時期

平成19・20年度の審査申請時(工事契約)

取組の目的・概要・特徴

子育て支援を企業の社会的責任ととらえ、入札参加資格の加点項目(主観点上限130点)に「次世代育成支援一般事業主行動計画の届出状況」と「『子育てにやさしい企業認証』の取得状況」を加えた。

《加点の内容》

- ・次世代育成支援対策推進法第12条に規定する一般事業主行動計画の届出
→ 5点(従業員数300人以下の企業に限り付与)
- ・「子育てにやさしい企業認証」の取得 → 10点

↓
従業員数99人以下の事業所で、「一般事業主行動計画」を策定し、従前から仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業の認証制度

※ 両方に該当する場合は、10点を付与するものとする。

実施に当たって留意・工夫した点

一般事業主行動計画の届出について、届出が受理されたことを確認できる書類を添付させている。

取組の実績・効果

一般事業主行動計画の策定や子育てにやさしい企業の認証についての問い合わせが増えた。

今後の課題

取組名	入札参加資格の加点制度
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	石川県金沢市 総務局監理課 TEL 076-220-2103・2105 FAX 076-220-2097 メールアドレス kanri@city.kanazawa.ishikawa.jp

導入時期

平成18・19年度の審査申請時(物品及び役務契約)

取組の目的・概要・特徴

子育て支援を企業の社会的責任ととらえ、入札参加資格の加点項目(主観点上限130点)に「次世代育成支援一般事業主行動計画の届出状況」と「『子育てにやさしい企業認証』の取得状況」を加えた。また、平成20・21年度の審査申請時に「次世代育成支援基準適合一般事業主認定」を追加した。

《加点の内容》

- ・ 次世代育成支援対策推進法第12条に規定する一般事業主行動計画の届出
→ 5点(従業員数300人以下の企業に限り付与)
- ・ 次世代育成支援基準適合一般事業主認定 → 10点
- ・ 「子育てにやさしい企業認証」の取得 → 10点
(従業員数99人以下の事業所で、「一般事業主行動計画」を策定し、従前から仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業の認証制度)

※ 2項目以上に該当する場合は、10点を付与するものとする。

実施に当たって留意・工夫した点

一般事業主行動計画の届出及び基準適合一般事業主認定について、届出が受理されたことを確認できる書類及び認定通知書の写しを添付させている。

取組の実績・効果

一般事業主行動計画の策定や子育てにやさしい企業の認証についての問い合わせが増えた。

今後の課題

取組名	主観点数制の導入
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	石川県羽咋市 市民活動支援センター TEL 0767-22-9331 FAX 0767-22-9332 メールアドレス shien@city.hakui.lg.jp

導入時期

平成14年10月入札分より導入。

取組の目的・概要・特徴

市建設工事指名競争入札参加者選定要綱により、建設工事については、経営事項審査点数(客観点数)を基に業者の等級分けを行っているところであるが、より社会貢献度の高い企業を入札制度において優遇することにより、社会福祉が向上されることを願い、主観点数制を導入。
女性雇用率20%以上の業者に10点加点(主観点上限80点)。

実施に当たって留意・工夫した点

主観点数の対象項目の選定について。

取組の実績・効果

主観点数制度については、市ホームページにも掲載しているが、具体的な効果ははっきりわからない。

今後の課題

本市の主観点数制度全体の見直し(20年度)。

取組名	入札参加資格に男女共同参画に関する評価を導入
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	石川県石川郡野々市町 総務部財政課 TEL 076-227-6032 FAX 076-227-6255 メールアドレス zaisei@town.nonoichi.ishikawa.jp

導入時期

平成19年度の入札参加資格から導入

取組の目的・概要・特徴

平成19、20年度の入札参加資格申請から、「技術と経営に優れた企業」を適正に評価し、社会・地域に貢献する町内企業が成長する環境づくりの実現を図るために、町内建設業者の入札参加資格の格付に、従来の建設業法に基づく経営事項審査の総合評定値に加え、主観点数(上限75点)の付与を行っている。

男女共同参加の評価項目については、女性技術者を雇用している事業者(1年以上雇用している場合に限る)に対して10点の加点としている。これらの主観点数の付与は、1年度限りを有効とし、毎年2月に調査票と国家資格者証の写し等を添付し、町へ提出することにより審査を行っている。

実施に当たって留意・工夫した点

建築技術者の数は平成12年の国勢調査にみると全国で38万7千人あまりで、女性の割合は5.6%の21,600人あまり。女性の進出がまだまだ少ない業界であり、小規模事業者の多い町内企業にあって、女性技術者を1年以上雇用していれば1人でもすべて対象とした。

取組の実績・効果

平成19年度の町内建設業者の資格業者は51者であり、そのうち4者が女性技術者の雇用による評価項目の加点を受けている。

今後の課題

平成19年度からの取組であり、制度の普及による対象企業の増加を期待したい。

取組名	市が発注する建設工事の入札参加資格への加点制度
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	長野県佐久市 企画部契約課契約係 TEL 0267-62-2111(内線446) FAX 0267-63-1680 メールアドレス keiyakukensa@city.saku.nagano.jp

導入時期

平成19年6月1日から導入している。

取組の目的・概要・特徴

市が発注する建設工事の入札参加資格に係る業種別の等級格付については、従前は経営事項審査の総合評点のみにより行っていたが、この総合評点では反映されない「工事成績」「労働環境」「地域貢献」等を反映させるために、本年6月からは市独自の佐久市資格総合点数(経営事項審査の総合評点+長野県の新客観点数+佐久市の新客観点数)により行うこととし、この加味された長野県の新客観点数には、労働環境の評価項目として、下記の項目を実施している事業者には加点(主観点上限なし)を行うこととしている。

- ・主任技術者になりうる女性技術者の社員採用 5点
- ・従業員300人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定、かつ育児・介護休業法に規定する休暇等制度が就業規則に規定されている企業 10点
- ・基準日直前3年間に育児又は介護休暇を20日以上取得した実績 5点

実施に当たって留意・工夫した点

事業者の申請書類を軽減するために、長野県の新客観点数データ(主観点上限なし)を活用している。

取組の実績・効果

今年度が初めての実施になるので、効果については不明である。

今後の課題

現時点では特にはない。

取組名	入札参加資格審査に主観点数を導入
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	岐阜県多治見市 企画部文化と人権の課 TEL 0572-22-1111(内線1461) FAX 0570-25-7233 メールアドレス jinken@city.tajimi.gifu.jp

導入時期

平成17年12月1日(平成18、19年度多治見市競争入札参加者名簿の審査時から導入)

取組の目的・概要・特徴

主観点数制度は入札参加資格の適正性と透明性の確保が目的であり、評価項目は①ISO認証取得、②障害者雇用、③子育て支援状況等、④市への貢献(災害協定)、⑤工事成績評定、⑥指名の停止の6項目である。

その中で、「③子育て支援状況等」については、男女共同参画の視点も含めて本市の子育て支援施策の実現に向けて民間企業との協力が必要であり、取り組んでいる企業を評価していくため評価項目に取り入れた。

評価の特徴として、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・都道府県労働局への届け出に対するの加点のほか、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定する諸基準を上回る制度を独自に制度化している場合にも加点対象としており、努力企業に加点(5点。主観点上限150点)をすることで、企業側がより積極的に取組みの推進を図っている。

一部の一般競争入札の参加資格として主観点数を加味する場合がある。これにより主観点数が低いと入札に参加できない企業もでてくる。

(H18.4.1現在)

全登録業者数2,842者 次世代育成加点対象事業者数 360者(12.7%)

育児介護制度加点対象事業者数 121者(4.3%)

実施に当たって留意・工夫した点

企業側の制度が法律の基準を上回るものなのか企業から提出された就業規則等から判断しないとイケないため、入札参加資格審査の受付事務が煩雑となった。

取組の実績・効果

子ども支援施策等に関する制度の普及には役立っていると思われる。

今後の課題

入札参加資格の業者登録を行う点では加点対象となるが、入札時にはあくまでも価格競争となるため、この主観点数が入札結果に反映しない。

契約本来の目的は、公平な価格競争を原則として、契約の確実な履行を確保するものである。

今後このような主観点数の加算を受ける事業所が増加することが望まれる。

取組名	総合評価落札方式の試行
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	愛知県岡崎市役所 総務部契約課 TEL 0564-23-6720 FAX 0564-23-6630 メールアドレス keiyaku@city.okazaki.aichi.jp

導入時期

平成19年1月24日

取組の目的・概要・特徴

価格のみで評価していた従来の落札方式に対し、「品質を高めるための技術」や「経験により蓄積したノウハウ」といった価格以外の要素と「入札価格」を複合して評価する落札方式である。

ここでいう「品質」とは、工事目的物の品質はもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事施工段階における「質」も含まれている。

また、企業に社会的責任(CSR)の遂行を促す効果が期待できる。

実施に当たって留意・工夫した点

加点対象は要綱に定めたものの内、入札ごとに適当な項目を選択ものとしており(必須項目あり)、男女共同参画に係る評価項目が全ての入札において加点対象となるわけではない。

加算点の合計は、20～30点までの間で、設定することを標準としている。

また、評価基準作りが困難であったため、当面は絶対的な基準は設けず、自己申告させたものが、男女共同参画の理念に沿ったものか審査することとした。

取組の実績・効果

1本の入札で評価項目に採用したところ、9社の入札参加があり、内2社から書類(自社の就業規則)の提出があった。審査の結果は、特に法令以上に取り組んでいるとは思われず、評価の対象とはしなかった。

今回の入札では、特に効果があったとはいいがたいが、今後、総合評価方式の評価項目として継続することにより、啓蒙が図られることを期待している。

今後の課題

該当しそうな企業への制度周知。

取組名	総合評価落札方式における男女共同参画社会への貢献に対する加点について
都道府県市区町村 担当部局 連絡先	愛知県豊田市 総務部契約課 TEL 0565-34-6616 FAX 0565-34-6789 メールアドレス keiyaku@city.toyota.aichi.jp

導入時期

平成18年7月

取組の目的・概要・特徴

豊田市では、男女共同参画社会の重要性に鑑み、平成11年度に「とよた男女共同参画プラン」を策定し、平成17年度には、このプランの見直しを行った。

「とよた男女共同参画プラン」において、「地域・企業における男女共同参画の推進」を、重点的な取組みの一つとして位置づけている。これを受け、豊田市の入札制度においても、男女共同参画の推進を目的とした制度の導入を検討した。

豊田市においては、平成18年度より総合評価落札方式の試行を開始した。総合評価落札方式とは、従来の価格のみでの競争により落札業者を決めるものではなく、価格と価格以外の要素(企業の技術力や社会・地域貢献度等)を総合的に評価し、落札業者を決める方式である。男女共同参画への貢献度の高い業者を優遇するために、本市では、この総合評価落札方式の評価項目の一つとして、男女共同参画社会への貢献となる特別な制度を設けている企業への1点加点(上限25点)をしている。

実施に当たって留意・工夫した点

「男女共同参画社会への貢献度」を加点対象となる評価項目の一つとするにあたり、どのような客観的基準を設定するかについて苦慮した。

検討の結果、「法律で制度化の義務付けがされているものを超える制度を独自に設けている」という点に基準を置いた。

採点の際には、制度の確認できる書類(就業規則等の写し)の提出を求め、法律に照らし合わせて判断をした。判断に迷う場合は、男女共同参画センター等に確認を依頼した。

取組の実績・効果

下表にあるとおり、制度の試行を開始した平成18年度は、参加業者数32者に対し、加点対象者数1者(3.1%)であったが、平成19年度は、参加業者数30者に対し、加点対象者数4者(13.3%)とわずかではあるが、増加している。

また、業者の中にも意識の変化が見られ、講座への参加や男女共同参画に対する基本計画を作成する業者も現れた。

	案件数	参加業者数	加対象業者数
平成18年度	3	32	1
平成19年度	8	30	4
合計	11	62	5

今後の課題

採点の際には、提出のあった就業規則等と法律を比較し、加対象となるか否かを判断する必要があるため、採点をする契約課職員にも相当量の知識が必要となる。提出方法・採点方法等を再検討し、制度の拡大に対応できる体制を整える必要がある。

「総合評価落札方式」は、建設工事を希望する業者を対象とした制度であり、委託業務や物品調達を希望する業者に対しては、現在のところ男女共同参画を推進する制度の整備は行われていない。今後は、豊田市の入札へ参加を希望する全ての業者を対象とできる制度の導入を検討する必要がある。

取組名	総合評価一般競争入札
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	大阪府豊中市 人権文化部男女共同参画推進課、総務部契約検査室 TEL 06-6858-2654 FAX 06-6846-6003 メールアドレス danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp

導入時期

平成18年(試行実施)

取組の目的・概要・特徴

下記の事項を実施している場合に加点する(200点満点)。
 ・育児、介護の休暇及び休業制度等の社内規定の有無及びその内容 2点
 ・セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定の有無及びその内容 2点

実施に当たって留意・工夫した点

取組の実績・効果

総合評価入札に参加するにあたり、セクシュアルハラスメント防止のための規定を設けた事業所があった。

今後の課題

女性管理職の登用状況も入札制度の項目に入れることについて検討する。

取組名	建設工事の入札参加資格条件に子育て支援制度に関する評価を導入
都道府県市区町村 担当部署 連絡先	兵庫県丹波市 財務部事業監理課 TEL 0795-82-1452 FAX 0795-82-5448 メールアドレス jigyou@city.tamba.hyogo.jp

導入時期

平成19年4月以降

取組の目的・概要・特徴

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条第1項に規定する厚生労働大臣への届出をしている者や、同条第3項に規定する策定義務のない者でも同様の届出を行っている者について、経営事項等評価結果の総合点数に加点を行う。また、前述の行動計画に基づき、その計画を実施し、目標達成またはその他厚生労働省令で定めた基準に適合する旨の認定を受ければさらに加点(10点。主観点上限52点)する。
この加点により、入札参加機会を広げることができる。

実施に当たって留意・工夫した点

次世代育成支援対策推進法の趣旨を理解し、兵庫県などの取組状況を調査・研究を行い、制度の導入に至った。

取組の実績・効果

建設工事関係業者1,088者のうち、17者が申告を行っている。
市内業者については、0者である。

今後の課題

特に市内業者の方々に、制度の理解を深めてもらい、企業の取組みを促進していく。

取組名	工事入札参加資格審査の加点制度
都道府市区町村 担当部局 連絡先	熊本県天草市 企画部男女共同参画室(総務部契約検査課) TEL 0969-23-1111 FAX 0969-24-3501 メールアドレス danjyokyodo@city.amakusa.lg.jp

導入時期

市町村合併時(平成18年3月27日～)

取組の目的・概要・特徴

熊本県において「熊本県工事入札参加者資格格付要項」及び「平成19、20年度熊本県工事入札参加者資格審査における格付基準」に基づき、格付けされたものを準拠し実施している。

平成19、20年度熊本県工事入札参加者資格審査における格付基準は、男女共同参画の推進状況として「就業規則において育児休業制度及び介護休業制度の両制度を設けている場合」5点の加点(主観点に上限なし)がされている。

実施に当たって留意・工夫した点

熊本県に準拠しているため、特になし。

取組の実績・効果

特になし。

今後の課題

平成20年度までは、現在の審査基準(県格付基準)で実施するが、21年度から天草市独自の審査基準を定める予定。

仕事と育児・介護が可能な就業条件整備を進めるきっかけづくりとするため、入札に参加する業者(物品・役務業者含む)において入札参加資格審査申請の必要書類として「男女共同参画推進状況報告書」の提出を制度化していきたい。

